

札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務
企画競争提案説明書

令和8年札幌市告示第 2727 号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年7月7日(火)

2 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課子育て家庭係(電話 011-211-3848)

メールアドレス kosodatekatei@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称 札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務

(2) 目的

本市では、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)と寡婦の経済的自立を支援するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に基づき「札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付」(以下「貸付」という。)を実施しており、技能習得や子どもの修学資金など 12 種類の資金について無利子又は低利での貸付を実施している。

当該貸付における未収債権について、専門的な知識と経験を有する事業者に委託することで、貸付制度の適正な運用の確保及び債権回収の促進を図るもの。

(3) 業務内容等

別添1「札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務仕様書(案)」のとおり

(4) 履行期間 契約締結日から令和9年3月 31 日まで

(5) 委託対象債権

ア 原則として、平成 16 年度から令和3年度末までに発生した未収債権(元利償還金及び違約金)のうち、発注者が指定するもの

イ 委託予定債権 556 件(平成 16 年度から令和3年度の未収入額がある世帯数)、273,000 千円(令和8年4月末時点。契約締結までに件数、金額の増減があり得る。)

(6) 予算額(事業規模)

ア 成功報酬率は 25%を上限とし、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事業費その他一切の諸経費を含むものとする。

イ 委託料は、回収実績金額によらず、14,000 千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

上記金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画競争参加資格

応募者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、「(大分類)一般サービス業、(中分類)その他サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められるものでないこと。
- (6) 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)第 30 条の 2 に規定する弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法(平成 10 年法律第 126 号)第 3 条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。
- (7) 債権回収会社にあつては、提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定による改善命令を受けていないこと。
- (8) 過去 5 年以内に国、地方公共団体又は独立行政法人(地方独立行政法人を含む。)における債権回収業務の実績を有すること。

5 企画提案を求める項目

別添 1「業務仕様書(案)」を参照のうえ、下記の項目について提案すること。

(1) 過去の業務実績

他の地方公共団体等での類似業務等の実績について示すこと。

(2) 業務計画

本業務を履行するにあたっての実施体制及び業務スケジュール等を示すこと。

(必ずしも氏名を明示する必要はない。)

(3) 提案事項

ア 本業務の実施方針(提案者の本業務に対する考え方等)

イ 効率的な催告実施に向けた取り組み

ウ 効率的な回収に向けた取り組み

エ 苦情等の未然防止策及び苦情発生時の対応策

オ 個人情報の保護体制

カ 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案

(4) 成功報酬見積

業務を実施するために必要な経費の見積書(消費税及び諸経費含む)

その根拠が把握できるように記載をすること。

6 参加手続き等

(1) プロポーザルの日程

ア 企画提案の公募開始	令和8年7月7日(火)
イ 質問書の提出期限	令和8年7月 13 日(月)午後5時
ウ 参加申出書の提出期限	令和8年7月16 日(木)午後5時
エ 企画提案書の提出期限	令和8年7月 30 日(木)午後5時
オ ヒアリング	令和8年8月6日(木)

(2)提案説明書等の入手先

本書を含め、提案に必要な書類は下記 HP アドレスに掲載しているので、必要に応じてダウンロードすることにより入手すること。

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosha/nyusatu.html>

(3)参加申出書の提出

本企画競争への参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

提出書類の内容を精査し、下記(5)ア(ア)の提出期限から5日以内を目途に、参加資格結果を通知する。なお、提出期限までに提出がなかった者からの企画提案は受け付けない。

- ア 企画競争参加申出書(様式1)
- イ 提案者の概要がわかる資料(会社概要等既存資料)
- ウ (弁護士法人の場合)弁護士法人であることが確認できる書類の写し
(債権回収会社の場合)法務大臣の債権管理回収業にかかる許可書の写し

(4)企画提案書の提出

以下のア～オの構成で一式とし、9部提出すること。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、様式等は厳守すること。

様式任意の場合を除き、指定の様式を用いない提出書類等は受付しないものとする。

- ア 業務実績調書(様式2)
実績として報告する業務の概要がわかる資料(契約書写し等)を添付すること。
- イ 業務実施体制(様式3)
- ウ 業務スケジュール(様式任意)
- エ 企画提案書(様式任意)
 - ・左綴じ
 - ・ページ数は5ページ以内(表紙、目次を除く)とすること
- オ 積算書(様式任意)

(5)提出方法等

- ア 提出期限
 - (ア)参加申出書 令和8年7月 16 日(木)午後5時
 - (イ)企画提案書 令和8年7月 30 日(木)午後5時
- イ 提出先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課子育て家庭係 担当:中館、和田

ウ 提出方法

持参 ※上記提出期限までの午前9時から午後5時まで(土日・祝休日除く)

郵送 ※上記提出期限必着

(6) 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

- ア 書類の作成にあたっては、文字サイズを 10.5 ポイント以上、紙サイズは原則A4判とすること。
- イ 企画提案書の正本1部にのみ、表紙に提案事業者の名称、所在地、代表者氏名、責任者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。提案事業者を特定できる表現は、正本を除き、行わないこと。
- ウ 提案は簡潔明瞭に作成すること。
- エ 文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
- オ 提案書類の提出は1者につき1案のみとする。
- カ 提出後の差替え、変更、再提出及び追加(下記クの場合を除く。)は認めない。
- キ 提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- ク 提案書類提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。
- ケ 回収業務において、債務者からオンブズマン等への苦情申立てや訴訟、調停等の法的手続を提起された事実の有無を企画提案書に記載すること。該当がある場合は、その発生原因及び対応経過を記載するとともに、客観的な根拠となる書類を併せて提出すること。

7 提案にあたっての質問及び回答

提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにて質問書を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年7月 13 日(月)午後5時

(2) 提出方法

質問事項を簡潔にまとめ、質問書(様式4)により、札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課子育て家庭係へ上記2のメールアドレスあて、電子メールで提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

メールの件名は「札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務の質問書」とすること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答については、個別に行い、質問者の氏名等を伏せたうえで、原則として札幌市公式ホームページにて公開する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosha/nyusatu.html>

8 提案書類の審査(契約候補者の選定)

提出された企画提案は、本市関係部局の関係職員からなる本企画競争に係る実施委員会において、審査基準に示す項目による総合点数方式で審査する。審査の結果、評価点が高い順に契約候補者として選定する。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないときは契約候補者とししない。

なお、評価の方法は、別紙「評価項目及び評価基準表」により総合的に評価する。

(1) 審査方法

提出された企画提案をもとに書類審査及びヒアリングを実施する。

開催時期は令和8年8月6日を予定しているが、詳細は別途通知する。

(2) 注意事項

- ア 企画提案者1者あたりの出席人数は3名以内とする。
- イ ヒアリングは1提案者あたり 25 分(説明 15 分、質疑応答 10 分)とし、順次個別に行う。
- ウ ヒアリングで使用する資料等は、上記6(4)に基づき提出された提案書類とする。当日の説明資料の追加及びパソコンやプロジェクタ等の持ち込み機器の使用は不可とする。

(3) 契約候補者の決定にあたっての留意事項

- ア 評価点が同点の企画提案者があるときは、別紙「評価項目及び評価基準表」のうち、「Ⅲ1業務内容の理解度」及び「Ⅲ2具体的な企画提案内容」の評価点の合計が最も高い提案者を契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はくじ引きにより契約候補者を決定する。
- イ 有効な提案書類を提出した提案者が1者であった場合には、ヒアリングの結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知

契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めることができる。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第 11 条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案
- (2) 積算額(参考見積額)が上記3(6)の予算額(事業規模)を超える提案
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (4) 提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記4の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1)契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細(業務仕様書の策定等)について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2)見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3)契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格(契約金額の上限額)の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4)役務契約に係る標準契約約款

別添2参照

(5)契約保証金

契約金額の100分の10以上の額(免除規定を適用する場合有り)

12 その他

(1)手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2)異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。